

虧空について : 動項補論

山名, 弘史 / YAMANA, Hirofumi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

61

(開始ページ / Start Page)

109

(終了ページ / End Page)

121

(発行年 / Year)

2004-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011497>

虧空について——動項補論——

さきに清代の地方財政問題に関連して「動項」という語の意味合いについて考察した¹⁾。そこにおいては一見類似した用語である「借項」との対比に重点を置いて論じたが、後者が特定の時期に、また水利という特定の事業を目的として取られた財政措置であったのに対し、前者はむしろ一般的な地方財政運用において現れる通常の措置であったということができる。ただし、その財政運用において、一定の条件を満たさず、さらに、地方財政に欠損を生じた場合には、それは「挪移虧空」すなわち流用に起因する財政上の欠損と判断され、処罰の対象となるものであることも明らかとなった。本稿においてはその挪移虧空を生じさせる幾つかの事例を紹介し、その共通の背景に何があるのかを考察して、前稿の補足としたい。なお、前稿が主として

虧空について——動項補論（山名）

山名弘史

道光一〇年代を扱ったのに対し、本稿では時期を遡らせて嘉慶期から道光初年にわたる事例を扱うこととする。

一 虧空対策の諸論

『皇朝經世文編』²⁾卷二七、戸政、理財下の項に嘉慶年間から道光初年にかけて安徽省の巡撫や布政使の任にあった数名の人物の論が収められている。その任期を記せば以下の如くである。

康紹鏞	嘉慶一九・七―二一・三	安徽布政使
	嘉慶二一・四―二四・四	安徽巡撫
李鴻賓	嘉慶二五・一二―道光元・六	安徽巡撫
張師誠	嘉慶二五・六―道光元・五	安徽布政使

道光元・八ノ同・一〇

安徽巡撫

五・五ノ六・四

安徽巡撫

陶澍

道光元・一〇ノ二・一二

安徽布政使

道光三・一ノ五・五

安徽巡撫

1 康紹鏞の論

このうち、まず康紹鏞の「籌補安徽省歷年虧空疏」(以下これを康稿と略称する)をとりあげよう。彼は言う。

安徽省では倉(ここにおいては常平倉等の、現穀を貯蔵しておく州県の倉庫)や庫(ここでは州県行政に必要な現金を保管しておく金庫)の虧空が多く、嘉慶一五年までの分を調査し、責任の所在を明らかにするとともに、弁償(「弥補」³)させた。責任の所在が不明の分(「無著之款」)は巡撫以下州県に至る地方官の養廉銀から半分を天引きして当てた。それでもまだ精算できない分が一八〇万両余あり、また、錢糧の未収分が銀二二万両余、米三千石余ある。このほかに別立てで「流抵」「流攤」の銀四三万両余、穀二百石余がある。

ここで言う流抵、流攤とは何か。流攤とは、州県の負担しなければならぬ工事費や常平倉に備蓄することを義務づけられている現穀の購入(「奉文採辦倉穀」)、また、軍

需費のうち支出の許可が得られないもの(「例不准銷之款」)等のために挪款(すなわち他項からの流用)して賄ったもののうち、前任の州県官が任期内で埋め戻せなかった分を、後任の州県官に託して数年に分けて(「州県財政の中から」⁵)弁済させる(「流交後任、分年攤賠」というものである。また、流抵とは、納税者の未納分を州県で肩代わりして(「布政司庫、すなわち布政使管轄の省の金庫に」)送った場合などで、これは本来弁済に充てるべき収入が税の追徴や抵当物件の売却によって見込めるものである(「均属有款可追有物可變」)、後任者にとって一種の債権と見なすことのできるものである(「前官承辦未清、後官收抵庫款」)。これらが転々として後任者に転嫁された結果、いつしかその責任が有耶無耶となってしまう。しかし、その根本原因は次のようなところにある。彼は言う⁶。

虧(空)を生じさせる原因は多くは地方の疲弊にある。(嘉慶)一七、八、九等の年は災害による不作が続き、物価が高騰したため、一切の公務を果たすのに費用の補填が必要であった。その上財政規模の大きい州県は収入が支出に追いつかず、そのため費目の流用によって肩代わりを行い、(結果として)虧空となるのであって、横領によって私腹を肥やすというもので

はない。

では、これらの虧空を今後再び生じさせないようにするにはどのような策があるというのか。これはひたすら州県財政に対する監督を厳格に行うというのに尽きる。すなわち州県官の交代に際して赤字を無闇に引き継がないようにさせる（「不許濫行接受」）、布政使管轄下の州県の金庫には徴収して「布政司庫に」送られていない銀があることを許さないようにする（「不使属庫有徵存未解之銀」）、収支の苦しい州県にはゆとりのある県の余剰を回して補い、財政難を口実にした虧空が再びおこることのないようにする、等々であった。さらに現在「無著」となっている分については、巡撫以下州県に至る地方官の養廉銀の半分と手当の余剰との計四万両を年々天引きして弁済に充てることによって解消していくというのがその方針であった。

2 李鴻賓の論

つぎに、李鴻賓の「釐剔安徽虧空疏」（以下これを李稿と略称する）を見てみよう。彼の論の中で注目されるものとして、つぎのような問題がある。それは嘉慶五年から十九年の間に行われた五回の清查（財務の全般的調査）の結果明らかにした欠額の他に、報告書の中で明記されない

ものがあるということである。それは「提婦另冊」というものに記されており、「提婦另冊」は清查の過程で処理し切れなかったものを暫定的に別帳の形で処理したものと云えよう。したがって、「提婦另冊」に記されたものの解決がつかない限り、清查は不完全なままである。その解決は如何にして図れるものであろうか。彼は言う。

調査済みとされるものと未調査のものとを合わせて清查し、確かな典拠があるようにしようと思うなら、必ず各項の帳簿をより所としなければならぬ。そもそも清查の弊（問題点）は、現任の州県官が往々にして自分の責任で生じた虧空を實際よりも少なく報告しようとし、後任の者が前任者の虧空を書き出す場合は、その虧空の額を實際よりも多く書き出そうとするもので、「そこに」様々な紛糾、問題が起ることである。いまその弊を断ち、真実を得ようとするならば、州県に命じて歴任の交代に際して作成された原簿と、引き継ぎの監視役が（両者立ち会いの下で）作成した議單や票據（確認書）とを提出させ、逐一稽查するのがいちばんである。（それによつて）はじめて真実を確めることができるのである。なぜならば、後任（者）が前任の交代による引き継ぎを受ける際には、ほんのわ

ずかでも虧空を引き継ぎたくないものであるから、前任が本来引き渡すべきものであつて債権として引き渡すべきでない各項〔の款〕は、必ず徹頭徹尾各項目ごとに明記し、また、引き継ぎの監視役も間に立つて検査し、確認書を作成し、〔これを〕確かな証拠とするものである。これらの確認書は本来〔後任の〕州県官が自ら受け取り保存するものであるから、記されていることはみな真実であり、上司への報告文が〔真実を〕覆い隠そうとするのとは比べものにならない。このゆえに歴来交代の検査は総てこれらの確認書を拠り所とするのである。

この〔確実な典拠に基づく〕方法を用いて清查を行えば、一九年以前の未清の款と一九年以後の交代の際に生じた欠損とがそれぞれ区別して明らかにされ、ごまかしが再び生ずることが無くなる。また、各州県の倉にある備蓄の穀類等は、各道府州の官に実貯の数をみずから検査したうえで報告させ、倉の受領書のみを典拠とすることを許さないようにすれば〔「不得僅以倉収為據」〕、倉貯の欠額もごまかしようが無くなる。

3 張師誠の論

またつぎに張師誠の「杜州県交代積弊議」を見てみよう。彼が指摘するのは州県の交代に際して起る「通融」という積習である。通融を無くすることによって、新しく生ずる虧を断ち、問題の根本を断つことができるというのは、通融して報告を済ませてしまうからである、と。通融とはどのようなことを言うのか。

まず、新旧の虧空が多くなる原因として、「攤款」が多いことがあげられる。攤款には数種類がある。

その一

州県官が在任中に横領をしようとして、実体の伴わない工事を報告し〔「虚報工程」〕自分の任期中には賄いきれないからという理由で州県を監督する府州に「分年流攤」の許可を申請し、府州はこれを庇って許可してしまい、これが護符（お墨付き）となってしまう。

後任は前任にこのやり方があるのを見て真似をし、遂にはまた別の題目を案出する。

その二

州県が引き継ぎをした後、欠額が多ければ、或る名目を考えて、公務を果たすために生じた赤字であるとして、勝手に監督の府州に分年流攤することの許可を求

め、あるいは監視役に斡旋してもらって、議單（確認書）を作成し、分年流攤を認めてもらったことにしてしまう。或いは引き継ぐべき銀が不足していれば、幾つかの項目を抜き出して攤款に入れてしまう（「將交項剔出數條歸入攤款」）。或いは以前の攤款をまだ払い終えていないうちに、弁済期限の数年延期を申請し、引き延ばしを計る。

その三

時には虧空を生じた員（州県官）がその罪名のやや重いのを恐れ、虧空の全額を報告せず、幾つかの項目を削除して流攤に歸入してしまう、等々。

後任の者は始め問題を真剣に考えるが、いろいろ説得され、上司が流攤を許可した書類を見て、引き継ぎを納得する。その後攤款を緊急に処理する必要のないものと見なして、欠額のままにしておき、これが積もり積もってしまう。これらは攤款と呼んではいるが、実は皆正規の款である。それがなぜ見過ごされてしまうのか。その理由を彼は述べる⁽⁹⁾。

総て監督に当たる府州がその場のしにぎに（州県に）恩を売り、ひたすら通融（馴れ合いで処理）して庇い立

てをするからであって、このため悪質な員（州県官）がほしいままに憚ることなく常習的に行うようになってしまうのである。

これら種々の積弊を除去する方策として、彼は以下のような提案をする。

一 修理や工事等の事業に関して、すべて流攤を許さないようにする。

工事等でどうしても期限内に終わらなかったり、実際に修理の必要があったりした場合、動項を申請することが許されており、地方官の個人的賠償責任は無い。工事が緊急を要する場合は、「省や府州からの」委員の派遣を申請して、見積もりに基づいて費用を受け取り、工事を行うことが出来るはずである。それにもかかわらず、近來州県は往々にしてひとたび計画を申請するやいなや、「府州の」許可を待たずして早速県の金庫にある銀を支出して立替払いで工事を行い、その後費用を水増し報告し、「州県の」独力では賄いきれないからと称して、年賦返済することを申請し、実際には大して必要でもない工事を架空に作り上げ、もっぱら交代に際しての流攤の足掛かりとする。これが第一の大弊である。安徽省ではこの流攤作抵（すなわち

年賦返済としたうえで後任者に責任を負わせてしまうこと）が至る所であり、日ごとに多くなっている。これを除去するためには、地方の緊要なる工事はすべて規則通りに申請を行わせ、「派遣される」委員の検分を待って実行に移させる。これからは勝手に県庫の銀を支出した上で流攤（の許可）を申請するということを許さない。このようなことを許可無くおこなった場合は、後任が引き継いで責任を負うことを禁ずる（「不准後任接收作抵」）。なお、監督責任のある府州に事実に基づいて州県官の処罰を行わせる。もし、府州が庇い立てをし、流攤を許可した場合は、府州（の官）を処罰し、監視役が流攤を斡旋したような場合は、その監査役とみだりに責任を引き受けた後任とを共に厳罰とし、引き受けた流攤の銀はそれぞれ賠償させる。

二 因公（公務を果たすために必要な）費用はすべて議攤を許さない。

因公費用は本来それぞれの任務に当たる者に渡されるようになっていく。ところが、州県はこれを自己の所得とみなしておきながら、公用のために私費を拠出することはしない。往々交代引き継ぎの後になって、勝

手に監督の府州に（因公費用が不足したと称して）分年流攤を許可してくれるように要求し、或いは監査役の仲介を頼んで議單（確約書）を立てて分年流攤の扱いを認めてもらう。こういうことが虧空を覆い隠し、公金を侵して私腹を肥やす根本原因となっている。この結果攤款は日ごとに多くなり、虧空がいよいよ積み重なっていくのである。道光元年以降はこれらの流攤の名目を許さないようにする。

三 民欠（税の未納分）をこれからは墊完（立替払い）することを許さない。

近來州県官は錢糧の徴収を書差（州県の下級役人、すなわち胥吏の類）に任せきりにして実情がわからなくされており、錢糧の徴収が思わしくなく、徴収不足を報告する事態になっている。さらに処分を避けるために新年度に徴収した分を付け替えて旧年度の不足分を埋める（「挪新掩旧」）。後任の者もそれぞれ転々挪移して、年月を重ねる間に責任の所在が不明となってしまう（「變成無著」）。これも虧空を生じさせる一大原因である。道光元年以降、丁地漕項蘆課等の款は絲毫も（州県が）立て替えて（布政司庫等に）送る（「墊解」）ことを許さない。もし取立て処分を避けるため

に従前と同じように挪墊（すなわち挪移墊解）するところがあれば、その本人の責任で賠償させ、後任が責任を引き継ぐ（「後任接收作抵」）ことを許さない。もし後任が（前任を）庇って接收したならば処罰し、墊解した民欠の賠償責任を分担させる。監督責任のある府州が事情を知っていながら密かに許したならば、これも処罰する。

四

倉項（州県の倉にあるべき現穀）は金銭に換えて引き継ぎをする（「作価流交」）ことを許さない。

州県の役所で倉にある備蓄用の穀物を消費してしまったり、「新陳代謝のために旧穀を」売り出したり貸し出したりするのにかこつけて、勝手に多く売り出して利を漁る（「藉請出糶出借之時、私行多糶漁利」）等種々の不正行為がある。不正によつて利益を得ながら、交代に際しては、売った穀の代価をただ毎石六銭ということにしてしまう。このゆえに皆が真似て任意に売り払い、これを作価流交と名付けているが、実際の穀の代価に相当するだけの銀を引き渡さない。其の穀を問えば売った代価があると言い、代価はどこだと問えば、「交代の際申し合わせした」抵款の中にあると言う。実際は銀穀いずれも実在しない。指令によつ

て倉穀を買補するために布政使から購入資金を受領するも、直ちに買補せず、資金を他のことに流用してしまい（「將価銀挪用」）、倉の受領書を偽り発行する（「虚出倉収」）。また、規定の採買費用では不足するため、勝手に挪墊を行つて、「上司から派遣される」委員が監査を行うような場合でも、往々にして委員が通同して庇い、直接の検査を行わない。この結果安徽省中の倉が大半空虚となっている。道光元年以降は、指令によつて消費のために倉から出し（「奉文碾撥」）、或いは旧来の欠額で報告承認済みで、まだ買補していない分を除き、あるべき数量の穀は金銭に換えて（後任に）引き渡すことを許さない。もし不足していれば、後任に事実どおりに報告摘発（「據実掲報」）させ、「引き継ぎの際に」価銀を受け取ることを許さない。もし従来のように通融接收したならば、前條と同じように嚴罰に処する。

五

接收交代には欠票を勝手に立てることを許さない。倉や庫の錢糧は総て国の財産である。もし欠けていれば據実掲報して処罰し、いささかも庇い立てがあることを許さない。もし後任が通融接收して実なくして承認を与えれば（「虚出通関」）、免職し賠償させるよう

に定められている。ところが、近來交代において往々互いに通融し、勝手に欠票を立て、これが転々として受け渡されてゆく。これによって国法がないがしろにされてしまう。道光元年以降は交代に際しては、ほんのわずかも不足したまま引き渡してはならない。もし虧欠があれば、後任（「接収之員」）に據実掲報の義務を負わせ、処罰して些かも隠し立てを容認することがあるのを許さない。もしなお期票を受け取り、それが発覚したならば、監督義務のある府州及び交代を監査した者を前任後任とともに厳罰に処する。

六 接収交代には、物件をもつて（銀の代わりに当てて）

引き渡すことを許さない。

州県の錢糧は徴収した分を総て（布政司庫等に）送るべきもので（「応尽徴尽解」、些かも（州県に）残しておいて流用によって欠額を多くしてしまうことを許さない（「不許稍有存留、致滋虧挪」）ものである。数次の調査報告書中に玩器（骨董の類か）や衣物をもつてとりあえず（引き渡すべき金銭に）引き当てているものがある。しかし、これは実勢価格以上に高く価値を見積もっているのである。まして、倉や庫の物は国家の財産であるから、物件をもつて引きあててことは

許されない。道光元年以降はこれらの抵款が有ること、後任がこれを接収することをとこしなえに許さない。もし敢えて違えば厳罰に処す。

4 陶澍の論

最後に陶澍の「條陳安徽省虧空八事疏」（以後これを陶稿と略称する）を見てみよう。彼の論は表題の如く八條に分かれているのであるが、いま、このうち第四、五、七、八條を取り上げる。

第四條 倉項（倉に備蓄する物）は実存数を調べて買補すべきこと。

倉儲は本来急の用に備えるものであるから、もし消費して減ったなら（「如有動缺」）当然随時補充しておくべきである。ただ、従前の採買は州県の倉に不足している穀の多寡に応じて費用を出して買補してきた。採買量の多い所（州県）は穀価が低い年であっても、運搬費が掛かるので、規定どおりの每石六銭の費用では市場価格の半分にしか当たらない。もし穀価が高ければ、補填しなければならない費用は更に多くなる。州県はこれを賄うことが出来ず、往々にして正雑の款を流用して倉の方を補い、（その結果）庫の方に缺額が

生ずる（「挪動正雜款項、補於倉而缺於庫」）。これもまた虧空を起す實際の事情である。私が思うに、一度に多買しようとして無理が生ずるよりは、期間をやや緩めて数度に分けて買補するようにし、もし豊作の年になれば、各州県の状況に応じて数量を決め、費用を出して購買するようにした方がよい。豊作の年であれば、穀価も自ずから低く、買入れの量が少なければ、運搬もたやすい。もし補填の必要があつても（「即有賂貼」）州県は負担し易い。このようにすれば、倉項はだんだん充実し、庫項も流用による欠損を起こさなくて済む（「不致虧挪移」）。

第五条 流攤を禁ずべきこと。

各州県は衙署（役所の建物）、倉、監獄等の修理、捻匪の取り締まりなど、普段の予算では賄えない出費があれば、往々監督の府州に分年流攤の許可を申請する。交代の際、監査役が斡旋して分攤の取り決めをする（「立議分攤」）こともある。引き渡すべき金銭（「抵款」）が不足していれば、引き渡し分から数項目を抜いて、攤款の扱いになってしまう（「婦入攤款」）こともある。以前の攤款がまだ弁済されないうちに、弁済期限の延期を申請して、引き延ばしを計り、接収の

後（前任の者は）攤款を緊要の事ではないと見なし、少しも弁済しない（「並不交出」）こともある。これが次々と積み重なってしまう。これらは攤款と呼んではいるが、実は正規の費目（「正項」）なのであり、虧空を致す一大原因である（「致虧之一大端」）。今後また流攤の名目が有ることを許さない。違反者は前後任とも厳罰に処して追求し、もし監督の府州が流攤を許可したり、監査役が勝手に流攤の斡旋をしたり（「私議流攤」）すれば、查出して同じように処罰する。

第七条 存庫の款目を嚴重に管理して、交代を重んずべきこと。

従前の州県の交代冊内では前任が不足のままで引き渡した款（「短交之款」）を（「あたかも全額が」）庫に有るかのよう報告し（「列作存庫造報」）、（「前後任の」）両者が相談して、無を以て有と為す。久しい間にこれが積もって遂に虧缺と成る。これは前任がごまかしをし、後任が敢えてこれと通融するからである。皆「存庫」の二字が巧みにごまかしをする方便となっているのである。私は前に布政使であったときに、前後任の交代には必ず現存の銀を総て報告し、報告書内では「存庫」を書き入れ（「混入」）してはならないと管下に

指令を出した。今後も州県の交代の冊内には「在庫」を書き入れることを禁ずる。すでに書き入れてしまったものについては「虧」「抵」等を逐一明記する。もし受領すべき銀であるにも関わらず、引き渡すとの約束だけがある分（「応領銀款作抵交項」）が有れば、これも冊内に注記し、監査を事実に基づいたものとならせ、素早く行えるようにさせる。

第八条 交代の議単欠票は厳禁すべきこと。

州県の交代でもし款目がきちんとそろっていれば、單據（確約書の類）を作成する必要はない（「何須議立單據」）。倉や庫に虧空が無ければ、欠票を用いる必要もない。これらの名目はもと州県が馴れ合いで引き継ぎを行う（「通融交接」）弊害が原因となっている。このたびの清查では、前任の巡撫李鴻賓が、各州県による会計報告書ではごまかしを生じやすく、現任の虧缺を前任の責任にすることもあるため、議単欠票を調査することを奏請したのであるが、これは本来旧虧が確實なものであるか否かを調査するためのものであつて、交代関係書類内にこの名目のものがあつて良いということでは決してない（「並非交代案内應有此名目」）。今後州県の交代には、引き継ぎを受ける者

（「接任之員」）に責任を持たせて、實在の数に基づいて検査の上接收（「據實盤收」）させるようにする。もし再び議単や欠票を勝手に立て（「私立議單欠票」）、（「前任者を」）庇つて接受したことがわかったなら前後任とも嚴罰とし、監督の道府州及び交代の監査役も同じように処罰する。このようにすれば、通融の弊は除かれて、新たに生じてくる虧空も自ずから断たれるであらう。

二 諸論に対する考察

四者の論は、接近した時期の同じ安徽省の問題を扱っており、論点の重なる部分も多い。また、いずれも巡撫、布政使といった、省の行政の頂点に立つ者の論である。それは当然所属の道府州県、とりわけ末端の州県を監督する者としての観点を反映しているであらう。ここには監督される州県の側の主張は見えてこないくらいがある。それにもかかわらず、その論中におのずから当時の地方行政が抱えていた諸問題を推測させると言えよう。

康稿においては、まず虧空を生ずる一つの大きな原因として、流抵、流攤があげられている。これらはいずれも州県財政中の欠損処理が現任者の任期中に解決できず、後任

者へと先送りされていることを表している。康は同時に流攤等を余儀なくさせる原因を指摘している。すなわち、州県には果たさなければならぬ業務が多いのに対して、支出できる費用があまりにも限られているということである。しかし、そこまで指摘しておきながら、対策は州県に對する監督の強化や養廉銀等の一部提供による補填といった、対症療法的なものに止まっている。州県の金庫に「未解」の銀を残さないようにするというのでは、州県財政をいつそう窮屈にさせ、事態を逆行させる恐れすらあるであらう。

李稿においては、清查において一見処理済みとされながら、実質的には未処理のものが「提帰另冊」として暫定処理され、これが虧空を覆い隠していることが指摘される。これの最終的処理のためには、交代に際して作成される原簿や議單、票據の類を調査の典拠とすべきことを主張する。なぜならば、これらの帳簿が前任後任双方の抜き差しならない利害関係のもとで作成されるものであり、上司への報告書と異なつて、実情をよりよく反映しているからであるという（議單や票據については、陶澍の論でも言及されている）。これによれば、康稿に言われている流攤等が必ずしも抵抗無くおこなわれているわけではないことが、

当然ながら推測される。しかし同時に、省内において州県を監督する巡撫以下道府等の上司に対しては、前後任共謀しての虧空の隠匿が存在するということも明らかであらう。

張稿においては、上記の共謀を「通融」と呼んでいる。通融とは一種の馴れ合いによる共同的行為と言つてよいであらう。通融の具体的内容としては攤款があげられている。攤款とはすでに康稿において論じられている「流攤」の結果残される款である。それが発生する原因は種々有るものの、共通して見られることは、康稿や李稿で指摘されている前後任の共謀によるのみならず、本来これの監督監視に当たるべき府州や、省（すなわち巡撫、布政使）から送られてくる（と思われる）監查役である監盤（委員の一種か）をも巻き込んで、虧空の容認あるいは隠匿が行われるということである。これは巡撫、布政使の立場から見れば許し難いことであらうが、或る意味では州県の窮状を知る府州、監盤等が巡撫、布政使と州県との板挟みにあつて、やむなく行ふ場合も多かったのではないか。

張の提案する通融防止対策は多岐にわたるが、むしろそこから地方財政の根本的問題点が種々看取できる。第一、第二の対策からわかることは、すでに康稿のところ

述べたように、州県に負わせられる行政上の責任に対して財政に余裕が無いということである。第三の対策からわかることは、墊完、墊解の根本原因として、納税者への過重負担があるということであろう。州県が収税成績不良に対する上からの催促に苦しみ、墊完、墊解に追い込まれるということは日常的なことであつたのではないか。第四の対策から見えることは、救荒策の一環としての州県倉における現穀の備蓄義務が、むしろ州県財政を圧迫し、あるいは州県官による不正を誘発するものとなつてゐることである（これについては、陶澍の論においても言及がある）。第五の対策では、「欠票」を立てるという便法が倉や庫の欠額を隠蔽する手段となつてゐることが指摘されてゐる。

陶稿においては、第四條において前述の張稿の第五の対策で問題となつてゐる、倉貯の爲の採買が引き起こす庫の方の欠損をどう防止するかということが論じられてゐる。対策としては採買のし方の工夫があげられてゐるが、主眼は庫の虧空防止にある。第五條の「流攤禁止」は、康稿、李稿、張稿で流攤に関して言われていることと軌を一にしている。第七、八條も他稿で論及されているような、交代に伴う責任の不明確化に関して、より詳しい分析と細かな対策とを示している。

三 小 結

以上、四人の論者による諸弊の指摘と、それへの対策から見えてくる問題の一つは、当時の州県に対して上からの過大な要求がある一方で、それに応ずるための財政的な裏付けが欠けているということであろう。似たような事情は、たとえばすでに嘉慶前半において駅站の問題から来る虧空に関する王杰の論にも見られる。^⑩すなわち、王杰によれば駅站の業務が州県に併入された結果、中央からの使臣や地方大官の往来によつて、州県が搾取を受け、その結果州県の庫に虧空が生ずるといふのである。いま他の事例を紹介する紙数が無いが、総じて言えることは、国家が省（巡撫、布政使）を通じて州県に期待すること、行政の末端として住民に直接に接する州県の立場との懸隔が大きいということ、また、それが不正の温床ともなり、歪みを益々増幅させていくという、構造的な問題（むしろ欠陥と言ふべきか）が存在するということであろう。これはまた、前近代中国の支配体制が抱えていた支配の二重性に連なる問題であると思うが、これについては稿を改めて論じたい。

註

(1) 「動項について」〔法政史学〕第五三号、二〇〇〇年三月。

(2) 賀張齡撰、魏源編 道光七年（一八二七）刊。

(3) (一) 中に「」を以て囲んだものは原文にある字句。以下同じ。

(4) 「州県」とあるのは、ここでは行政機関としての州県よりは、その最高責任者たる知州知県等を指す。

(5) 文中「」で囲んだ字句は理解を助けるために筆者が補ったもの。以下同じ。

(6) 左に原文を示す。なお、印刷の都合上字体を一部改めた。以下同じ。

察其致虧之由、多因地方瘠苦、十七八九等年、災歉頻仍、物価昂貴、辦理一切公務、在在賠貼、其中衝途州県、更爲入不敷出、以致挪墊成虧、尚非侵盜入己、

(7) 若夫合已查未查而查之悉歸於有據、則必以各項冊卷爲憑、蓋清查之弊、現任州県往往隱匿本身所虧、以多報少、若後任開報前任虧空、則不免浮開虧數、以少報多、種種糾纏、弊端百出、今欲杜其弊而得其真、惟有飭提州県歷任交代原開底冊、及監交議單票據等項、逐一稽查、方爲核實、緣後任接收前任交代、絲毫不肯受虧、凡有前任應交不應抵各項、無不從頭至尾、逐款載明、並有監交之員、從中會算、寫立議單票據、以爲確據、此等議單票據、原係州県自行收執、所開俱屬真情、非如詳報上司之文、意存掩飾者可

虧空について―動項補論（山名）

比、是以歴来以交代爲盤查、総以此等單據爲準、

(8) 道府州はここでは中級の地方行政機関としての道、府、直隸州を指すと同時に、往々その責任者としての道台、知府、知州を指す。

(9) 総由本管府州姑息市恩、一意通融徇隱、以致不肖之員、肆無顧忌、習以爲常。

(10) 王杰「請覈實虧空變通駅站疏」〔皇朝經世文編〕卷一六、吏政、吏論下。